

同朋大学

平成 19 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 20 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、同朋大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

認定期間は、平成 19(2007)年 4 月 1 日から平成 26(2014)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

大学の建学の精神・基本理念並びにそれらに基づく大学の使命・目的が確立されており、大学全体としてそれらを内外に明示し、周知する努力を払っている。

大学の使命・目的を達成するために、学部・学科・研究科及び附属機関などが適切に設置・構成されており、教育方針などを形成する組織及び意思決定過程も概ね適切である。

教育課程の編成は、大学の建学の精神並びに使命などに基づいており、学部の組織及び教育課程並びに大学院の教育・研究課程が、教育目的に則って具体的に制度化されている。

入学者の受入れ・選抜方針は、入学案内などに適切に示されている。学生への学習支援及びその他の学生サービスに取り組む体制が確立されており、特に障害学生に対する支援は手厚い。就職・進学などの支援に対しても積極的に取り組んでいる。

教員の配置は、教育課程を遂行するに十分な数を確保し、年齢構成はやや高齢者が多いが今後の改善に努めており、分野別に適切な担当者数となっている。教員の任用・昇格に関して諸規程が整備され、組織的な取り組みが適切に行われている。教員の教育担当を支援する態勢が取られており、研究活動活性化のための研究費支給・FD(Faculty Development)活動などは、更なる充実が望まれるが、基本的な制度は整っている。

職員の組織編制に関して、理事会で決定された基本視点及び方針は明示されており、必要な諸規程の整備が進められている。職員の資質向上のための取り組みも、研修会などで行われている。教育研究支援のための職員の組織体制並びに配置は、今後とも更なる取り組みが望まれるものの、充実への努力が払われている。

大学の目的を達成するための管理運営体制が整備され、役員を選考・採用については、適切に諸規程に明示され、意思決定の適時性も担保されている。教学部門と管理部門の連携は、学長を基軸として適切に機能する仕組みとなっている。自己点検・評価は適切に行われており、評価結果の活用には今後とも更に努める必要があるものの、評価結果の内外への公表がなされ、大学の運営にも反映されている。

大学の財政基盤・収入と支出のバランスは適切であり、会計処理も学校法人会計基準及び学園規程に基づいて適切になされている。財務情報の公開に対しては必要な取り組みが行われている。教育研究を充実させるための外部資金の導入に関しては、目下そのための制

度作りなどを進めているところである。

キャンパスの整備は、必要な基準を満たしており、維持・運営を適切に行う体制が整備されている。また、施設設備の安全性への配慮、教育研究環境の整備への努力が払われており、特にキャンパス再開発の途上にあることから、快適なアメニティの実現に向け努力するとともに、工事中の安全確保には特段の注意を払っている。

大学の物的・人的資源及び知財を社会に提供する努力は、公開講座、図書館開放、相談室開設など幅広く行われている。地域の諸大学及び関係校との交流・協力関係も構築している。地域社会への協力としては、大学諸資源の開放を行うとともに、地震・水害などの災害時の避難場所としての防災面での役割を積極的に担っている。

組織倫理の確立と遵守については、諸規程の整備に努めるとともに、適切な運営がなされている。危機管理に関しても、諸規程を整備し、適切な運営の努力を払っている。大学の研究成果の社会への公表・広報は、刊行物・公開講座などを通じて積極的に実施している。

III 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

大学の建学の精神は、その基となっている「同朋精神（同朋和敬）」の宗教理念に裏打ちされた基本理念と一体となり、また大学の使命・目的を支える哲学的・理念的な基盤として確立され、提示されている。建学の精神及び基本理念を宗教科目の履修及び宗教行事などを通じ、更には刊行物などにより、学内外に周知するための努力が払われている。

大学の使命及び目的なども、建学の精神に基づき、人間教育の実践のための基礎と明確に定められており、大学の入学案内・刊行物・研修会・授業・各行事・大学ホームページなどを通して明示され、学内外に周知を図るべく努めている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

教育研究の目的は、建学の精神を具体化したものとして実践され、学部・学科及び研究科の組織は、教育研究目的を達成するための体制が構築されている。

教育研究の目的を更に充実した形で実現するために、「同朋大学附属同朋幼稚園」「同朋大学仏教文化研究所」「同朋大学 “いのちの教育” センター」が設置されていることは

適切である。

教学に関わる意思決定が、学部教授会のほかに連合教授会でなされていることは、大学全体の調和と統合という観点から、適切であると認められる。

人間形成を図るための教養教育のあり方については、組織の更なる充実が望まれるが、教務委員会及びその部会の諸委員会が組織され、適宜審議検討がなされている。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神に沿って、学部・学科の教育課程にコース制や専攻制を導入し、時代の要請並びに入学者の多様性に対応するために、大学の教育目的をよりの確に実現する教育制度や教育課程が整えられている。また、両研究科も建学の精神が反映した教育課程が整備されている。

教育課程編成方針は、建学の精神及び大学の使命に即して、それぞれの学部・学科・研究科で明確に示されている。

教育方法が、科目の編成及び履修要件などの教育方針に反映されるべく適宜検討を加え、必要な変更は行われている。

教育課程の編成は、教育方針に基づいて体系的かつ適切に行われており、学生の学習効果が十分に上がり、人間教育に資することを目的に構築されている。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

建学の精神「同朋和敬」に基づいたアドミッションポリシーが、大学案内などで明確に示されており、AO 入試、推薦入試をはじめ多様な入試制度が適切に運用されている。ただし、入学定員確保のために継続的な努力が必要である。

障害学生支援には長年の実績があり、また留学生に対する支援にも配慮がなされている。

学生サービスに関しては、厚生補導、奨学金などの経済的支援、課外活動への支援に取り組む態勢が整備されている。

学生の健康相談、心的支援、生活相談については、厚生部健康管理室、学生相談室及び学務課が適切に対応している。

学生サービスに対する学生の意見を汲上げるシステムとしては、三者協議会、課外活動団体代表者会議、アドバイザー制度が整備され適切に運用されている。

就職支援、キャリア教育とも、厚生部キャリア支援センターにおいて実施され、内容・

体制ともに充実している。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

教員の配置は、教育課程を適切に運営するために十分な数が確保され、専任教員が適切に科目担当についている。

教員構成は、専任と兼任の別及び専門分野への配置については適切である。年齢構成については 50 歳代の後半の割合が高く、30 歳代の割合が極めて少ないが、定年年齢引下げで対応が図られている。

教員の採用の方針は、求める人材のあり方について全学的に明示されているが、具体的な募集については、各学部学科の意向を尊重した方法が採用されている。

教員の昇任は、研究のみならず、教育及び職務遂行などの面からも判断され、総合的な評価に基づいて行われている。

教員の採用及び昇任について諸規程が整備され、適切に運用されている。

TA(Teaching Assistant)及び RA(Research Assistant)による支援体制が設けられており、円滑な教育研究を実施することが志向されている。

研究費の額及び支給方法は、概ね妥当である。

教員の研究活動を促進するための海外出張・留学支援の制度は、更なる拡充が望まれるが、基本的な整備はなされている。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

平成 17(2005)年に今後の人件費などを含む学園人事政策が示され、この方針に基づき大学を含む学園各部署の要望を反映した人事が行われている。人事異動及び昇格の内示に際しては、当年度の「人事異動方針」が示されており、人事方針の明確化が図られていると認められる。

職員の採用、昇任、異動については、「教職員勤務規程」をはじめ諸基準に則り、学園人事委員会の議を経て、適正に運用されている。職員研修は、従来から年 1 回実施されていたが、平成 18(2006)年度より新たな研修プログラムがスタートし、全体研修のほかに全専任職員及び一部を除く嘱託職員の「個別面談」を実施した。今年度は、課題別研修も企画され、「人事評価制度」構築も踏まえた職員資質向上への取組みがなされている。

職員は、大学庶務課などの事務部署のみならず各学科研究室及び研究所などに配置され、

教育研究支援に当たっている。職員構成については、嘱託職員比率が高いが、部署の業務内容に応じて適切に配置されている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

教学部門である「運営会議」「連合教授会」学部教授会と管理部門である理事会、評議員会、常任理事会が「所属長会」などを通じ、互いに意思の疎通を図りながら連携しており、大学の目的を達成するための管理運営体制が整備され、適切に機能している。その管理運営に係わる役員などの選考や採用についても寄附行為、「同朋大学学長候補選出規程」「同朋大学役職に関する規程」などに明確に定められている。

同一法人内に 3 つの大学（同朋大学・名古屋音楽大学・名古屋造形芸術大学）があり、これら 3 大学間での審議・調整などの対応には課題もあるが、大学内部では円滑に行われていると判断できる。特に常任理事会などは迅速な意思決定を要する場合に即時開催できる体制となっており、意思決定の適時性が担保されている。

自己点検・評価活動については、過去 3 冊の自己点検評価報告書の作成、3 年ごと（以前は 5 年ごと）の実施など、積極的な取組みがなされている。学内外への結果の公表も報告書が関係者に配付されており、その結果が各学部・学科の運営に役立てられるなど、十分反映されている。

【参考意見】

- ・「自己点検・評価」の意義を的確に認識し、その結果を活用すべく、教員及び学生の双方の側における積極的な認識と活用が更になされるよう運用されることを期待する。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

大学部門における最近 5 年間の帰属収支のバランスは、入学者数の減少による学生生徒等納付金収入への影響を考慮し、支出抑制を図り収支均衡に配慮した運営がなされている。

大学では、同じキャンパスに設置されている「名古屋音楽大学（同一法人が設置者）」との共同事業である「名古屋キャンパス第二次整備計画」に着手したが、その資金計画は、既に終了した第一次整備と同様、拡充準備金などの資産取崩による自己資金調達としており、安定的な財政運営姿勢が看取できる。

予算編成、予算執行については、定められた手続に則り適正に行われており、会計処理

についても、学校法人会計基準に基づき適切に処理されている。

財務情報の公開については、ホームページ上の公開にはまだ至っていないが、学園広報誌「Campus Report」において、3年間の財務経年比較及び5年間の財務比率経年比較と他法人比較（日本私立学校振興・共済事業団資料による）などを工夫した財務情報の提供を行っている。

外部資金の導入などについては、ここ数年大学教育改革の支援に関する補助金、共同研究以外の科学研究費補助金の獲得実績はなく、今後積極的な取り組みが必要と認められるが、現在「遺贈による寄附」の制度化を検討しており、外部資金導入の取り組みは行われている。

基準9. 教育研究環境

【判定】

基準9を満たしている。

【判定理由】

校地及び校舎は大学設置基準を満たしている。体育施設については、同一法人の他の学校と共用使用しているが、授業には支障がなく、また近隣には広大なグラウンドを確保して課外活動に活用している。平成17(2005)年に新築された複合施設「Do プラザ閣蔵」には、最新設備を備えた図書館のほかに、学生が自由にパソコンを利用できる「メディアラウンジ」などが配置されており、学生の学修活動の支援整備が図られている。

教員研究室棟、課外活動棟などは老朽化が進んでいるが、今年度より「名古屋キャンパス第二次整備計画」に着手しており、完成時には近代的なより快適なキャンパスに生まれ変わるものと期待できる。

大学は早くから障害学生支援に取り組んでおり、ハード面においても点字ブロックなどのバリアフリー対策の充実が図られている。

基準10. 社会連携

【判定】

基準10を満たしている。

【判定理由】

大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力が、大学の各学部・学科や研究所などによる多様な公開講座の開催、附属図書館の開放などにより十全に行われている。これに加えて、学内外の双方に向けた「エクステンション・センター」を平成20(2008)年度から立上げるべく、規程の制定と組織の整備などを現在進めている。

地域社会との協力関係が、「福祉臨床・情報センター」による地域社会に開かれた相談室（福祉相談、心理相談）の設置や、地域の生涯学習センターへの講座の開設や講師派遣など、建学の精神に基づく大学の特色を十分に活かしつつ地域社会との協力関係が構築されている。

同朋学園の傘下にある他の2大学との間はもとより、「愛知学長懇話会」に所属している57大学との間で単位互換制度を実施するなどして、積極的な学生の交流を図っている。

同じ真宗大谷派の関係校である16法人の各学校との情報交換を推進するとともに、同派の名古屋教務所・名古屋別院とも仏教の社会的実践において協力関係を有している。

【優れた点】

- ・公道に面した角地に立地する「Do プラザ閲蔵」は、図書館を中心とした複合施設であるが、1階には多目的ホール・ギャラリーを設置し、地元地域利用に配慮した施設であることは高く評価できる。
- ・仏教の社会的実践という側面での協力関係を推進した結果、パートナーである名古屋教区及び名古屋別院より、外国人留学生に対する奨学資金援助を得ることができたことは評価できる。
- ・「いのちの村」出張講義の無償による講師派遣は、特色ある制度であり、高く評価できる。

基準11. 社会的責務

【判定】

基準11を満たしている。

【判定理由】

社会的機関として必要な組織運営に関わる個々の規程が整備され、「学校法人同朋学園教職員勤務規程」「学校法人同朋学園組織規程」「学校法人同朋学園事務分掌規程」などをはじめ、規則に則った適切な運営がなされている。

危機管理については、防災への取組み「学校法人同朋学園個人情報の保護に関する規程」「同朋学園情報ネットワーク(DINS)規程」「同朋大学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」の制定などその体制が整備され、適切に機能している。なお、セクハラ以外の各ハラスメントも防止すべく、それぞれの規程は本年度中に整備される予定である。また、人権に関する考え方・ガイドラインなどをまとめた「人権学習読本 同朋たる人間」を発行し、学園全体としての規範の提示を十全に行っている。

大学での教育研究成果については、各種研究紀要の発行のほか、公開講座の活用など、適切な形で学内外へ広報活動を行う体制が整備されている。

【優れた点】

- ・大学の名古屋キャンパスは、災害時における地域住民のための避難場所に指定されており、実際数年前の水害の折にも十分機能したことは評価できる。